

上板橋駅南口駅前地区のまちづくり事業用地について

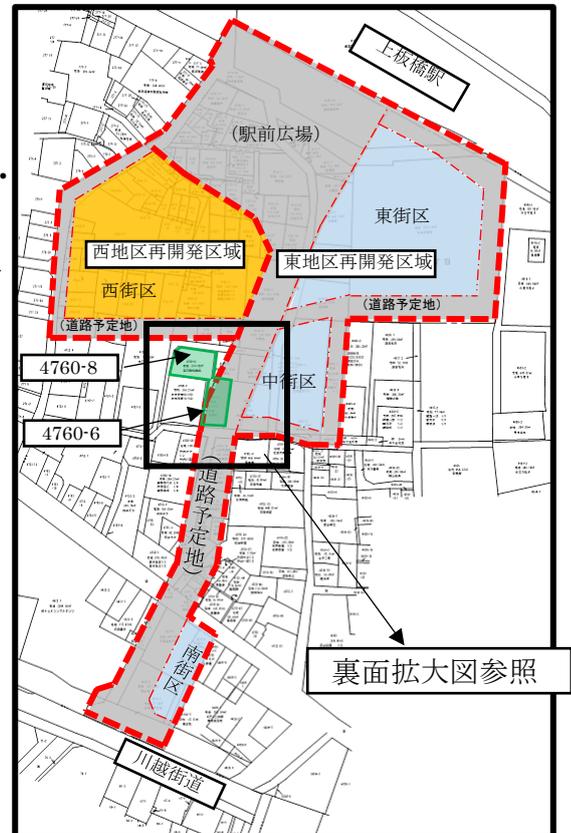
1. まちづくり事業用地の概要・取得経緯

当該用地については、木造住宅等の密集市街地を解消することを目的に、平成7年度に関東財務局より、木造賃貸住宅地区整備促進事業等による「道路公園用地」として取得した。

その後、平成16年に「上板橋駅南口駅前地区第一種市街地再開発事業」が都市計画決定され、密集地市街地の解消や都市計画道路の整備が行われる、地域住民主体による再開発事業が進められることとなり、当該用地については、再開発事業の進捗を見極めながら「まちづくり事業用地」として管理を行ってきた。

【まちづくり事業用地概要】

地番	面積
上板橋一丁目 4760 番 6	175.31 m ²
上板橋一丁目 4760 番 8	214.82 m ²



上板橋駅南口駅前地区市街地再開発事業区域図

2. 再開発事業区域内の区有地

まちづくり事業用地のある上板橋駅南口においては、東地区再開発事業が令和3年3月に組合設立認可を取得し、来年度の権利変換計画認可を予定している。

まちづくり事業用地のうち、上板橋一丁目 4760 番 6 の一部については、再開発事業区域内に含まれており、再開発事業用地として活用するため、権利変換を希望せずに金銭補償を受けて転出する。

【東地区再開発事業スケジュール (予定)】

令和4年9月 権利変換計画認可

令和5年度以降 除却工事、公共施設工事、建築工事

3. 残地等の活用方針について

再開発事業区域に含まれない4760番6の一部と4760番8の土地については、再開発事業の後続地区である西地区を含めた地区全体のまちづくりでの活用を引き続き検討していく。

まちづくり用地周辺拡大図



4760-6



4760-8

